

令和6年度 南区中学校開放利用団体登録について

1 利用期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(夏季休業中：8月13日～15日及び前後数日間、年末年始：12月27日～1月4日を除く)

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

2 南区開放中学校

◆白南中 ◆白根第一中 ◆白根北中 ◆味方中 ◆月潟中 (5校)

3 中学校の利用団体について

利用団体の条件は以下のとおりです。

①10名以上のメンバーで構成され、新潟市に居住・勤務・通学する者であること。

②原則として屋内種目であること。(フットサルの場合は学校長の許可が必要)

③営利を目的としないこと。

※営利とは、指導者及び主催者が会員からの会費・謝金などにより生計の全部もしくは一部を立てていることを指します。

4 利用手続きについて

令和6年度より、原則オンライン申請システム e-NIIGATA による申請となります。下記二次元コードより登録をしてください。ただし、事務連絡者(代表者の兼務可)にインターネット環境がなく、手続きができない場合に限り書類による申請を可とします。

詳しくはお問い合わせください。

申請期間：令和6年1月9日(火)～令和6年1月19日(金)

午後5時30分まで



オンライン申請システム

e-NIIGATA

5 利用日等の決定について

提出された書類に基づき調整し決定いたします。学校別利用可能施設・団体数は次表のとおりです。

※利用調整がつかない時は、抽選により決定いたします。抽選会を開催するときは、対象となる団体に事務局から連絡いたします。本人確認のために身分証明書をご持参ください。

【学校別利用可能施設・団体数】

※体育館は、一面でなく半面利用となります。「2」は、2団体利用可能であることを表示しています。

開放時間：白南、月潟 19:00～21:30 / 白根第一、白根北、味方 19:00～22:00

(開放時間内の2時間利用可能)

学校名	施設	月	火	水	木	金	土	日	備考
白南	体育館	2	2	2	2	2	2		野球、フットサルは不可。
	武道場	1	1	1	1	1	1		
白根第一	体育館	2	2	2	2	2	2	2	テニスの場合は、半面では不可。(全面使用のみ) フットサル不可。
	武道場	1	1	1	1	1	1	1	
白井									臨時解放のみ。
白根北	体育館	2	2	2	2	2	2	2	
	武道場	1	1	1	1	1	1	1	
味方	体育館	2	2	2	2	2	2	2	・フットサル不可
	武道場	1	1	1	1	1	1	1	
月潟	体育館	2	2	2	2	2			・フットサル不可 ・剣道不可
	武道場	1	1	1	1	1			

6 その他

南区以外の学校開放利用については、学校所管の区役所担当課へお問い合わせください。

7 問い合わせ先

〒950-1292 新潟市南区白根1235番地

新潟市南区役所地域総務課 広報・文化スポーツグループ 電話：025-372-6604